

大阪市立市岡小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成31年4月8日

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条 拠粹）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る」という認識のもと、「自尊心・向上心・自立心のある子ども」の育成のために、「市岡小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決をめざす本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さないという学校づくりに関する取り組みについて
- ② いじめの早期発見・早期解決のための取り組みについて
- ③ 家庭、地域との連携について

3. いじめを絶対に許さない学校づくりの取り組みについて

- ・道徳教育、人権教育の年間指導計画に基づき、子どもの思いや願いにそった実践を行い、各学年・クラスから実践報告を行う。
- ・児童会活動や学級活動を充実させ、「いじめを許さない学校・学級づくり」のために児童会目標・クラス目標を掲げて取り組みをすすめる。
- ・縦割り班活動を充実させ、異学年児童が全校遠足や全校集会活動を通して、互いを理解し助け合う集団づくりをすすめる。
- ・命の尊さを常に意識させるために、全学年で「性に関する取り組み」を充実させる。
- ・児童会活動としての「あいさつ運動」をさらに活性化させ、人と人とのつながりを感じる取り組みをすすめる。

4. いじめの早期発見・早期解決の取り組みについて

<基本方針>

○いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- ・児童観察やアンケート調査結果をもとに、ささいな変化でもあれば学年集団や学校全体で情報を共有化する。
- ・養護教諭や習熟度別指導担当、スクールカウンセラーなどとの連携を密にする。
- ・いじめ事案が発生した場合は、すぐに管理職に報告し、生活指導部会やいじめ対策委員会で問題解決に向けて取り組み、全教職員が一致して事案に当たる。

- ・関係諸機関（警察・子ども相談センター・区子育て支援室など）との連携を図る。

5. 家庭・地域との連携について

- ・学校だよりやホームページを充実させ、情報発信・啓発を行う。
- ・学校協議会、PTA、地域活動協議会との連携を密にする。
- ・地域活動に児童が積極的に参加するように働きかけをする。
- ・地域の人材をゲストティーチャーとして招聘する。
- ・学級懇談会やプリントを通じて、インターネットやラインなどの危険性を啓発する。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

（1）学校内の組織

（組織名） いじめ対策委員会

（構成メンバー） 校長、教頭、生活指導部長、養護教諭、各学年代表

（活動内容や開催時期）

- ・月1回定期的に開催し、各学年の児童の様子について交流する。
- ・いじめが発生した場合には、機動的に対策委員会を開催し協議する。
- ・いじめ対策委員会で話し合われた内容は、毎月の職員会議等で報告する。

（役割）

- ・いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報を共有する。
- ・いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

（2）年間計画

（調査等）

- ・児童対象いじめアンケート調査 年3回（6月、11月、2月）

（研修会）

- ・人権教育研修会（8月）
- ・児童理解研修会（5月 9月 1月）

7. 重大事案への対処

- ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」「相当の期間学校を欠席することを儀なくされている疑い」などがあった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。

【いじめ発見の際の流れ】

- ```
訴え・相談・気づき ⇒ 学級担任などによる聞き取り ⇒ 管理職に報告
⇒ いじめ対策委員会で指導方針の決定 ⇒ 被害児童への支援・加害児童への指導
⇒ 加害・被害児童の保護者への連絡 ⇒ 学級・学年での全体指導
```